HOKUGA 北海学園学術情報リポジトリ

タイトル	建物の賃貸人がその建物内で1 年数か月前に居住者が 自殺した事実があったことを知っていながら故意に賃 借人に告げずに賃貸借契約を締結したことが不法行為 を構成するとされた事例
著者	大滝,哲祐; OHTAKI, Tetsuhiro
引用	北海学園大学法学研究,51(2):217-231
発行日	2015-09-30

陸屋根八階建。

兵庫県尼崎市に所在するマンション

(鉄筋コンクリート造

Ι

事実の概要

下、「本件建物」という。)は、訴外Aが所有していたが、

以下「本件マンション」という。)の一戸

以 住

> た。 三日

いたが、

B は、

同月五日頃、

死亡した。

あったことを知っていながら故意に賃借人に告げずに賃貸借契約を締結したこと 判例研究〉 建物の賃貸人がその建物内で一年数か月前に居住者が自殺 した事実が

が不法行為を構成するとされた事例

大阪高裁平成二六年九月一八日判決

平成二五年(ネ)三五三三号、 損害賠償請求、

賃料等反訴請求控訴事件、

控訴棄却 (確定))

判例時報二二四五頁二二頁)

大 滝 哲 祐

され、 宅金融公庫に対して設定された抵当権の実行により競売に付 同 旧当時、 競売による売却に基づき、本件建物の所有権を取得し 弁護士であるY 本件建物には、 (被告、控訴人)が、 Aの元妻Bが単独で居住して 平成二三年五月

北研 51 (2・43) 217

資 破壊し、Yが本件建物の中に入った。そして、Yは、本件建 日、Yは、本件鍵屋と共に本件建物に行き、本件鍵屋が鍵を の鍵を開けたいので鍵屋を紹介してほしい旨依頼し、Cから、 件マンションの管理人室に行き、管理人Cに対し、本件建物 (以下、「本件鍵屋」という。) の紹介を受けた。同月七 本件建物が施錠されていたことから、同月六日、 本

出して建物の外に出た。

物の中でBが自殺しているのを認めて驚き、わあという声を

話を聞いたことがなく、本件賃貸借契約を締結した当時、そ

本件建物内で過去に居住者Bが自殺したとの事実がある旨の 賃貸借契約を締結する以前、Y、D社及びその他の者から、

の事実を認識していなかった。

は、 実際にYが本件建物に入居することはなかった。そして、Y があったため、CがYの名札を付けたということがあったが、 ら、Cに対し、入居するから名札を付けてくださいという話 居する平成二四年八月の前まで、 平成二三年五月からX 本件建物は、その間、空いていた。なお、その間、 平成二四年七月二八日の前までに、訴外D社に対し、本 (原告・被控訴人) が本件建物に入 本件建物に入居した者はな Y か

重要事項の説明を受けた。 件建物につき賃貸借契約を締結することの仲介を委託した。 X lt 本件建物の賃貸借契約(以下、「本件賃貸借契約」という。) 仲介業者であるD社から本件建物の賃貸借契約に関する 平成二四年七月三〇日、 X は、 妻 E 同日、 (当時は未入籍) Eを通じ、 D 社 に 対 を通

> 等の合計)を支払った。Yは、平成二四年八月二九日、 れに基づき、Xに対し、本件建物を引き渡した。Xは、本件 の間で、本件賃貸借契約(賃料一か月八万円)を締結し、こ および媒介につき四四万六九二円 (賃貸保証料、 礼金、

際、 Eは、パニック症状を呈して実家に帰り、 ションの中の本件建物以外の一戸に居住する知人に会った に引越しをした。F(Xの母)は、 住していたマンションに戻った。 の話を告げた。XおよびEは、その話を聞き驚愕し、 殺をするという事件があった。」旨の話を聞き、Xに対し、そ X は、 知人から「本件建物について、居住者が本件建物内で自 同年八月二九日及び三〇日頃、Eと共に、 同月三〇日頃、 X は、 引越前に居 本件マン 本件建物 同 日

そして、Xは、Yに対し、 殺した事実があったことを知っていたにもかかわらず、これ ある物件」であることを理由に、本件賃貸借契約を解除した。 X は、 本件建物が過去に居住者が自殺した「心理的瑕 Yは本件建物で過去に居住者が自

控訴棄却

債務不履行に基づき、 を秘匿して本件賃貸借契約を締結し、 |保護される利益を侵害されたと主張して、不法行為または 四四万円余の損害賠償を求めて提訴 これにより、 X Ø 法

几

、神戸地裁尼崎支部平成二五年一○月二八日判決

Ĺ

には、 服として控訴した。 払いを求める限度で、 対して、不法行為による損害賠償として、 た損害を賠償する責任を負うことになる。」と判示して、Yに て本件建物に心理的瑕疵があることの説明をしなかった場合 べきであるから、Yにおいて、Xに対し、故意又は過失によっ 賃貸人には、 約の締結を避けることがやむを得ない心理的な瑕疵があり、 L I D B Yは、Xに対し、 信義則上、これを告知すべき義務があるという 判例秘書登載))は、「本件建物には、賃貸借契 Xの請求を認容した。Yは、これを不 本件賃貸借契約の締結によって被っ 〇四万円余の支

H

II判旨

(1) 実がある旨を告知しなかったことにつき、「①Yは、平成二 Y が、 Χ に対し、 本件建物内で過去に居住者が自殺した

を告知しなかったことにより、

X は、

上記事実があることを

しなかったこと、(イ) Yが上記告知義務に違反して上記

時、 契約締結当時、上記②の事実を知っていたことが認められる。 があることを知っていたこと、 目的で本件賃貸借契約を締結したものであり、 年八月二九日、 本件建物内で一年数か月前に居住者が自殺したとの事実 Xとの間で、 ② X は、 本件賃貸借契約を締結した当 本件建物に居住する ③ Y は、

ことを知っていたのであるから、信義則上、Xに対し、 件建物内で一年数か月前に居住者が自殺したとの事実がある 賃借してそこに居住することを実際上困難ならしめる可能性 が高いものである。 月前に居住者が自殺したとの事実があることは、 般に、 Xとの間で、本件賃貸借契約を締結するに当たって、本 建物の賃貸借契約において、当該建物内で一年数か したがって、Yは、 平成二四年八月二九 当該建物を 上記

上記義務に違反し、 義則上、Xに対し、上記事実を告知すべき義務があったのに、 自殺したとの事実があることを知っていたのであるから、 締結するに当たって、本件建物内で一年数か月前に居住者が 故意に上記事実を被控訴人に対して告知

は、

事実を告知すべき義務があったというべきである。」「(ア) Y

平成二四年八月二九日、Xとの間で、本件賃貸借契約を

北研 51 (2・45) 219

知らずに本件賃貸借契約を締結し、これに基づき、賃貸保証

を構成するというべきである」と判示した。 又は法律上保護される利益を侵害したものとして、不法行為資 に入居したことが認められ、上記は、故意によってXの権利料、礼金、賃料等を支払うとともに、引越しをして本件建物

(2)

本件建物について、民法五五九条、五七〇条、五六六条

らないことにつき過失がなかったことが認められるところできないことにつき過失がなかったことが認められるところで建物について建物内で一年数か月前に居住者が自殺したとい、居住を目的とする建物賃貸借契約において、目的物にまつわる嫌悪すべき歴史的背景に起因する心理事実があることは、居住を目的とする建物賃貸借契約においた陥であり、目的物が通常有すべき品質・性能を欠いていめ欠陥であり、目的物が通常有すべき品質・性能を欠いているといえる。したがって、上記自殺に係る事実があり、又は、本件賃貸借ができないとと」に該当する事実があり、又は、本件賃貸借にいう「隠れた瑕疵」および「契約をした目的を達することらないことにつき過失がなかったことが認められるところで

瑕疵』があったことが認められる。」「本件賃貸借契約は、X 瑕疵』があったことが認められる。」「本件賃貸借契約は、X 瑕疵』があったことが認められる。「本件建物に居住者が自殺したとの事実があることは、一般年数か月前に居住者が自殺したとの事実があることは、一般ならしめる可能性が高いといえる。そして、…事実によれば、X 及びEは、本件建物に入居した翌日である平成二三年八月三〇日に、下から上記自殺に係る話を聞くと、本件建物に居住することはできないと考え、直ちに本件建物にの出来があることに照らせば、本件建物につき上記『隠れた瑕疵』があることにより、本件賃貸借契約は、X が本件建物に居住するといとにより、本件賃貸借契約は、X が本件建物に居住するといとにより、本件賃貸借契約は、X が本件建物に居住するといとにより、本件賃貸借契約は、X が本件建物に居住するといる。

Ⅲ.本判決の意義

う契約をした目的を達することができないというべきであ

る。」と判示して、Xの本件賃貸借契約の解除を認めた。

法行為を構成するとした判例である。後述する類似の判例で借人に告知しなかったことが、信義則上の義務違反となり不そのマンションで居住者が自殺したことを知っていながら賃本件は、マンションの賃貸借契約締結にあたり、賃貸人が

あるから、本件建物には、本件賃貸借契約が締結された当時

記自殺に係る事実があるという上記各条項にいう『隠れた

償を認めたことに特殊性を認めることができる。害賠償が争われてきたが、本件は、不法行為に基づく損害賠は心理的瑕疵による瑕疵担保責任の問題として解除または損

Ⅳ. 研究

ついて不動産を中心に検討する。

(重貸人が瑕疵担保責任を負うか、である。以下、この二点に②目的物件で過去に居住者が自殺したことが瑕疵に該当し、則上の義務違反となり不法行為となるか(説明義務の問題)、則上の義務違反となり不法行為となるか(説明義務の問題)、

1. 判例①

(1) 説明義務

る説明および広告等の記載内容は、「Xらに本件売買契約の養則上の説明義務違反等が争われた事案で、Yの眺望に関すを購入後、隣接して建築された別のリゾートマンションにより眺望を阻害されたことを理由に、契約締結過程における信り眺望を阻害されたことを理由に、契約締結過程における信息が争めれた判例としては、本件とはやや事案

れる」としたが、

違反した売主は買主に対し債務不履行責任を負うものと解さ

本件はそのような事案ではないとした否定

すべき信義則上の義務を有しているというべく、

②①と同種の事案で、「リゾートマンションの一室たる本件②①と同種の事案で、「リゾートマンションの一室たる本件に過失が認められる場合には、この事により被ったと認められる損害(通常損害として精神的苦痛が考えられる。)については、不法行為に基づく賠償責任が問責されてしかるべきである。」としたが、Xの主張する損害と説明および記載がなさある。」としたが、Xの主張する損害と説明および記載がなさある。」としたが、Xの主張する損害と説明および記載がなされたこととの間に因果関係が認められないとしてYの損害賠れたこととの間に因果関係が認められないとしてYの損害賠れたこととの間に因果関係が認められないとしてYの損害賠付款を表する。

た売主は、売買契約締結に際し、買主に対し、右事情を告知る、又は、悪意と同視すべき重過失によりこれを知り得なかっれが阻害されるような事情が存するときは、これを知ってい眺望を有する物件を売却するような場合において、近々にこ眺望を有する物件を売却するような場合において、近々にこれが阻害されるような事情が存するときは、これを知っている、又は、悪意と同視すべき重過失によりこれを知り得なから、

北研 51 (2·47) 221

この義務に

した判例

(東京地裁平成五年一一

月二九日判決)、③これも①

資

する株式会社であり、Xは、

不動産売買の専門的知識を有し

<u>-</u>種の事案で、「Yは、不動産売買に関する専門的知識を有

判 賠償を求めることができるというべきである。」と判示した Xに対し、右告知義務違反の債務不履行に基づき…、損害の 手付金を没収されることはなかったと認められるから、Yは、 買契約の不履行を理由として本件売買契約を解除され、 ŋ が劣悪化するか否かに重大な関心を有しており、 建築され、これによって本件建物の日照、 締結するか否かを決する上で、将来南側隣地に中高層建物が があるというべきである。」として、「Xは、本件売買契約を 購入・不購人の判断を誤らせないようにする信義則: 報を提供する義務があり、 件であるMないし本件建物の日照・通風等に関し、正確な情 例 住宅条件が劣悪化する可能性がある旨の説明を受けていれ 将来において南側隣地に中高層建物が建築され、これによ 本件売買契約を締結することはなく、ひいては、本件売 (東京高裁平成 般消費者であるから、 一一年九月八日判決)、④二〇階建てマン 誤った情報を提供して本件建物の Yとしては、 Xに対し、 通風等の住宅条件 Y から、 上の 売却物 本件 義務 近

シ

ョンの居住者が、隣接する土地に二四階建てマンションが

て勧誘を行ったとはいえない。」と債務不履行

(周辺環境保持

の売りが本件眺望にあるなどと本件眺望の良さを特に強調し ないというべきであって、それを超えて、本件Xマンション 時における本件眺望が良好であることを指摘したものにすぎ 対し、幾つもある本件Xマンションの利点の一つとして、当 て、 情報を提供してはならないという義務とが含まれる。」とし 必要な情報を提供しなければならないという義務と、 則上の義務として、 新築されたことにより、 れることはあったとしても、これらは、Yにおいて、 に基づく本件勧誘担当者らの口頭での説明が、 したかに関しては、「本件広告、本件写真資料、 可能性があることを十分に説明していたとし、 買契約締結時までに、本件マンションの眺望に変化が生じる 義務)を負うというべきである。そして、この説明義務には 的判断をするために必要な適切な情報を提供する義務 の自由を実質的に保証するため、売主は、 うなマンションの売買契約締結に際しては、 で、「一般的に、売主が事業者であって買主が消費者であるよ 必要な情報提供に関しては、Yは、Xらに対し、 買主が当該契約を締結するか否かの合理 眺望が阻害されたとしてという事案 買主に対し、 買主の契約締結 本件眺望に触 誤情報を提供 及び、これら X ら に 誤った (説明

れ

が通常

一般人において、

買主の立場におかれた場合、

右事

うの 金の 知り、

は、

その物が通常保有する性質を欠いていることをいう

返還を求めた事案で、「売買の

目

的物に瑕

疵があるとい

義務違 年三月二七日判決)、などがある。 反)とはならないと判示した判例 (大阪地裁平成 兀

(2)瑕疵担保責任

て右事由 て解除をしうる瑕疵であるというためには、単に買主におい ることにあるから、右制度の趣旨からみると、前記事由をもっ 払われる代金額との等価性を維持し、 を根拠として、物の交換価値ないし利用価値の対価として支 における売主の瑕疵担保責任は、 に原因する心理的欠陥も瑕疵と解することができる。」「売買 する場であるから、建物にまつわる嫌悪すべき歴史的背景等 等の物理物欠陥としての瑕疵のほか、 が建物である場合、 保有する性質を欠いていることをいうのであって、右目的物 案で、「売買の目的物に瑕疵があるというのは、その物が 疵担保責任による売買契約の解除および損害賠償を求めた事 は、 ンションで六年前に縊首自殺があったことを理由として、瑕 本件のような事案で、 ⑤家族の居住のため、 の存する建物の居住を好まないだけでは足らず、 建物として通常有すべき設備を有しない 瑕疵担保責任が問題となった判例 マンションを購入したが、そのマ 売買が有償契約であること 当事者間 建物は、継続的に生活 0 衡平をはか ·通常 7 で

く

右自殺の事情を知ったうえで買い受けたのであればともか

子供も含めた家族で永続的な居住の用に供することはは

生の子供二名との四人家族で、永続的な居住の用に供するた 由があれば、 ないことであり、 歴のない建物と同様に買い受けるということは通常考えられ 族が居住しているものであり、本件建物を、 に買受の六年前に縊首自殺があり、しかも、 めに本件建物を購入したものであって、 であることを必要とすると解すべきである」。「Xらは、 感ずることに合理性があると判断される程度にいたったもの 住み心地の良さを欠き、 右居住目的からみて、通常人においては 居 右の場合、 住 0 その後もその家 他のこれらの 用に適さない 本件建物

認めた判例(横浜地裁平成一年九月七日判決)、⑥Yから土 賠償をすれば、まかなえるというものでもないということが 建物を買い受けたXが、 できる。」と判示して、Xの瑕疵担保による解除と損害賠償を なはだ妥当性を欠くことは明らかであり、また、右は、 建物に付属する物置内で売買契約

隠れたる瑕疵であるとして、売買契約の解除および代 北研 51 (2・49) 223

売買契約後に

約七年前に当時の所有者Aが自殺した事実を、

のであり

ŋ 目的

欠陥がある場合だけでなく、目的物にまつわる嫌悪すべき歴

物が通常有すべき設備を有しない等の物

理

的

資 れ、その結果死亡した場合、そのようないわくつきの建物を、 陥といえる。」として、「本件土地及び建物は、 び建物にまつわる嫌悪すべき歴史的背景に起因する心理的欠 置内で自殺行為がなされたことは、 されるところ、本件土地上に存在し、 史的背景等に起因する心理的欠陥がある場合も含むものと解 戸建であり、その建物に付属する物置内で自殺行為がなさ 売買の目的物たる土 本件建物に付属する物 Щ 間農村 地の 地及

京地裁平成七年五月三一日判決)、⑦土地の買主Xが、売買後 ない。」と判示して、解除および代金の返還を認めた判例 間農村地であることに照らすと、 殺という重大な歴史的背景、本件土地、 購入しなかったものと認めることができる。」「本件売買契約 のようないわくつきのものであることを知っていれば絶対に いうことは、通常人には考えられないことであり、Xも、 自殺後約六年一一月経過後になされたものであるが、 問題とすべきほど長期では 建物の所在場所が山 東 自 そ

そのような歴史的背景を有しない建物と同様に買い受けると

L

人事件があったとの事実が、

民法五七〇条の

「売買の目的物

い受けたものであるが、

本件土地のうちのほぼ三分の

売買以前に同土

地上に存在していた建物内で殺

法五七〇条の瑕疵があるというのは、その目的物が通常保有 する性質を欠いていることをいい、 同条に基づき損害賠償を求めた事案で、「売買の目的物に民 に隠れた瑕 ・疵があったとき」に当たるとして、売主Yに対し、

買が有償契約であることを根拠として、 のが相当である。」「売買における売主の瑕疵担保責任は、 景に起因する心理的欠陥がある場合も含まれるものと解する る場合だけではなく、目的物にまつわる嫌悪すべき歴史的背 目的物に物理的欠陥があ 物の交換価値ないし

ずつ合計二棟の建売住宅を建設して販売する目的でこれを買 して、「Xは、Yから、 至ったものであることを必要とすると解すべきである。」と 適さないと感じることに合理性があると判断される程 合、上記事由があれば、住み心地の良さを欠き、 らず、それが通常一般人において、買主の立場に置か おいて同事由の存する不動産への居住を好まないだけでは足 の場合の事由をもって瑕疵といいうるためには、単に買主に からみると、 利用価値の対価として支払われる代金額との等価性を維持 当事者間の衡平をはかることにあるから、この制度趣旨 売買の目的物が不動産のような場合、 本件土地を等面積に分け各部分に一 居住の用に 上記後者 れた場

悪がって、その購入を見送っていることなどの事情に照らせ 本件建物内で以前殺人事件があったことを聞き及び、

気持ち

に新たに建築された建物を購入しようとする者が、 本件土地上に新たに建物を建築しようとする者や本件土

同建

対象は具体的な建物の中の一部の空間という特定を離れて、 当時本件建物は取り壊されていて、 れるという本件殺人事件があったというのであり、本件売買 面 積に匹敵する本件一土 本件売買の約八年以上前に女性が胸を刺されて殺害さ 地上にかつて存在していた本件 嫌悪すべき心理的欠陥の 達物

こと、本件殺人事件があったことは新聞にも報道されており、 るというもので、病死、 はいえるものの、上記事件は、 通常一般人の嫌悪の度合いも相当大きいと考えられる 事故死、自殺に比べても残虐性が大 女性が胸を刺されて殺害され

もはや特定できない一空間内におけるものに変容していたと

住民の記憶に少なからず残っているものと推測されるし、 件の性質からしても、本件土地付近に多数存在する住宅等の 現

本件売買から約八年以上前に発生したものとはいえ、その

(本件殺人事件が起きた本件一土地側の土地部分) の 本件売買後、本件土地を等面積で分けた東側の 一決めた者が、本件土地の近所の人から、 本件一土地上の 土地部分 、購入を

> 判決) などがある。 (⁽¹⁾ 損害賠償を認めた判例 ば、 態がつきまとうことも予測されうるのであって、 的欠陥がなお存在するものというべきである。」と判示して、 ることに合理性があると認められる程度の、 記建物を、 題や指摘が人々によってなされ、居住者の耳に届くような状 物に居住した場合、 本件売買の目的物である本件土地には、 住み心地が良くなく、居住の用に適さないと感じ 殺人があったところに住んでいるとの (大阪高裁平成一八年一二月一九 これらの 嫌悪すべき心理 以上によれ 者が上

2 学説

(1)

説明義務

本件では、

賃貸人が過去に居住者の自殺が

あったことを

事

契約締結上の過失の問題の一類型とされる。(11:12) 説明義務を負う根拠としては、「ある顧客が特別の信頼を惹 信義則上の義務があるとしている。このような説明義務は 知っていた場合は、賃借人にその事実を告知 当事者の一 (説明) すべき

この者に対して正当な信頼を供与した以上、 護すべきである。」というアプローチと、「説明義務 起するに足りる行動を顧客に対してなしたことから、 顧客の 信 情報提 顧客が 頼 仏は保

北研 51 (2·51) 225

供義務の持つ信

資

つの側面があるという。 自己決定権との関連づけを意識」するというアプロ 頼保護の側面を認めながら、…しかしながら ーチの二

(2)瑕疵担保責任

物の利用における環境的な欠点)にも拡張される傾向にある 結びついた生活利益の点での欠陥、 質的瑕疵に限られず、 容に関連づけられた主観的瑕疵概念の浸透とともに、狭い物 不動産で自殺があったという心理的瑕疵については、 客観的瑕疵であり、 特殊の標準によってこれを定むべきである」という。前者が 的物が特殊の品質・性能を有することを示したときは、その ある。一方で、「買主が、 て通常有すべき品質・性能を標準として判断すべき」もので 民法五七〇条の瑕疵とは、「一般には、その種類のものとし 後者が主観的瑕疵である。本件のような 当該不動産の所有ないし占有と密接に 見本により、または広告をして、 いわゆる環境瑕疵 契約内 (目的 目

は、…買主である一 については、小⑤判決に関して、「不動産取引、殊に住宅取引 したがって必ずしも交換価値、 本件のような心理的瑕疵が、 般市民にとって著しく高額な取引であり、 五七〇条の瑕疵に該当するか 使用価値の減少に関しに直結

> という説、四「住み心地の良さ」や「快適な生活空間」の欠件後一年間に限って、瑕疵を認めることが合理的であろう」 て、 ことを十分に配慮する必要がある。 定についてもほかの要素・基準とともに取り上げるべきとし 的に同じであると理解して、 点・瑕疵の判断基準は、 響力が及ぶ範囲、後者の限界は、「短期 て、その限界を場所と時間に分類し、前者の限界は事件の影 上評価するとすれば、瑕疵概念を拡大する必要がある。」とし 便性とは無関心な心理的な要素も少なくない。これらを民法 するのが通常であるが、 内容は、 なっており、このような場合における『住み心地の良さ』 の量から質への転換が指摘され、『住み心地の良さ』が課 しない些細な問題にも買主が重大な関心を持たざるを得 ほかの要素・ 住宅の利便性を具体的に高める種々の環境を内容と 基準として、 瑕疵概念の拡張への制限問題と実質 同時にイメージのように具体的な利 時間的限定のみならず場所的限 自殺事件物件 しかも、 間の限定、たとえば事 この現況、 近年では、住宅

たる買主を判断基準に据えるのではなく、 物)種類・構造を取り上げるべきという説、(32) ても住み心地の良さを欠き、それが居住の用に適さないと感 の介在、 地域的特性ないし周辺の事情、 自殺物件(とくに建 通 常 ハ具体的な個人 般人に お

件では言及はないが)

Y

本件では、

① Y は、

自殺の事実を知りつつ、故意にその事 の専門家責任も考慮できよう。

ある。

IV

1

(2)

の⑦判決

(⑤判決も同旨)

0)

単に買主に

た、Yは賃貸人であると同時に弁護士であったことから、

本

物の現状、 要であり、 を踏まえて、「住み心地の良さ」や「快適な空間」の視点が重 うかという判断基準を定立しているという判例の紹介・検討 じることに合理性があると判断される程度に達している 総合的・相関的に判断されるべきとする説、などがある。 その判断の際に、 地域性ないし近隣住民の噂といった考慮要素とし 時間的要因、 場所的要因、 目的 かど

3

(1)本件では、 説明義務

に居住者の自殺の事実がないことが信頼の対象となろう。 となっており、 をXの正当な信頼に求めるならば、 反となり、不法行為を構成すると判示した。説明義務の根拠 これを告げなかったことが、信義則上の告知 に居住者が自殺したとの事実があることを知っていながら、 眺望や日照が誘因ないし顧客の関心 Y は、 本件においては、 Xに対して、 本件建物内で一年数か月前 当該建物内で一年数か月前 IV -1-(1)の①~④の判 (期待) (説明) 義務違 の対象 ま

> 契約を締結し(本件の自殺の事実を知っていれば、 ③ X は、 賃貸保証料、礼金、賃料などを支払ったこと(損害)、から不 契約を締結することはなかった)(因果関係)、④Xは、Yに、 実際上困難ならしめる可能性が高い」ことから、本件賃貸借 らず、一般人も「当該建物を賃借してそこに居住することを う信頼を裏切り(権利ないし法律上保護される利 実を秘匿し 本件の自殺の事実を知らなかったので、本件賃貸借 (故意)、②Xの本件建物に自殺の 事実が 益の侵害)、 Xのみな

(2)瑕疵担保責任

法行為の成立を認めることができよう。

常有すべき品質・性能を欠いてい は、 質・性能を欠いているといえる。」として、民法五七〇条の瑕 景に起因する心理的欠陥であり、 賃貸借契約において、 者が自殺したとの事実があることは、 本件は、 心理的瑕疵のある目的物が、 「本件建物について建物内で一年数か月前 目的物にまつわる嫌悪すべき歴史的背 るか否かを判断すべきかで いかなる基準によって、 目的物が通常有すべき品 居住を目的とする建物 配に居 主 問題 観的

北研 51 (2 · 53) 227

て同事由の存する不動産への居住を好まないだけでは足

資

至ったものであること」が一つの基準となろう。具体的な考適さないと感じることに合理性があると判断される程度に合、上記事由があれば、住み心地の良さを欠き、居住の用にらず、それが通常一般人において、買主の立場に置かれた場

中心にしつつ、四ハ説の考慮要素も加味して総合的・相関的慮要素としては、Ⅳ―2―②の小説の場所的・時間的要素を

故物件の事件の内容、そして、その後の経緯(自殺ないし殺件の重大性や近隣の噂などが考慮されている)。場所的要素件の重大性や近隣の噂などが考慮されている)。場所的要素については、事故の影響力の及ぶ範囲は、基本的には事故の起こった場所そのものから画することになるが、例外ないし起こった場所そのものから画することになるが、例外ないし起こった場所そのものから画することになるが、例外ないし起こった場所そのものから画することになるが、例外ないしまうな場合であると考えられる(Ⅳ-1-2の⑤判決では、家族に判断すべきと考えられる(Ⅳ-1-2の⑥判決では、家族に判断すべきと考えられる(Ⅳ-1-2の後の経緯(自殺ないし殺

合などの理由で、宅建業者が容易に知ることができる場合に的に、新聞報道などにより、または事件が近隣で発生した場ることは期待できずそこまでの調査義務は負わないが、例外

ており、Xが本件建物に居住するという契約の目的を達成で本件賃貸借契約は居住者の自殺から一年数か月(厳密には一本件賃貸借契約は居住者の自殺から一年数か月(厳密には一年三か月)であり、リフォームはしたものの、Y本人が本件建物に自分の名札を付けただけで、実際に住んだことはないこと、本件マンションの住人も事件を知っており、まだ自殺ま件が風化しているとはいえないこと、から、Xのみならず、通常一般人をしても、住み心地の良さが回復されたといえず、心理的瑕疵として、目的物が通常有すべき品質・性能を欠いでおり、Xが本件建物に居住するという契約の目的を達成でており、Xが本件建物に居住するという契約の目的を達成でており、Xが本件建物が自殺事件のあった物件であること、調査義務を負わせれば足りると考えられる。

4. 結びに代えて

きるとはいえないので、瑕疵担保による解除を肯定できよう

として不法行為が成立するとして、本件の瑕疵担保解除を不なった。しかし、本件は、信義則上の告知(説明)義務違反任が成立して解除または損害賠償が認められるかが問題と本件のような事案は、従来心理的瑕疵として、瑕疵担保責

売主に対して、常に自殺などの事件があったかなどを質問す

の良さが回復されたといえるのかを判断することになろう。

仲介者である宅建業者の調査義務の範囲に関しては

人事件の後、

複数の居住者がいたり、

たりしたこと)を考慮して、

近常一般人をして、住み心地たり、建物のリフォームがさ

 $\widehat{\mathbb{1}}$

買主・借主をX、

売主・貸主をYとする。

の差異について言及しているか判然としないのである。 ŋ の質的差異が認められるのではないだろうか。判旨では、 部分が多いにしても、瑕疵担保責任が成立する瑕疵と、 自殺という事実を問題としている点で考慮要素が重なり合う するかを考慮要素として判断されたのである。つまり、 場 の事案では、瑕疵とは、自殺のあった事故物件という事実に、 根拠に判断している点で若干疑問が残る。なぜならば、本件 しかし、瑕疵担保責任と不法行為責任の成立を心理的瑕疵を い。また、それぞれの結論それ自体も肯定できるものである。 事案の経緯からこのような取扱いが問題となるわけではな 味ではやや特殊な事案であったといえる。もちろん、本件は 法行為による損害賠償の前提問題として取り扱った。その (説明) 義務違反が成立する信義則上の義務との間には、 所的要素や時間的要素を考慮して瑕疵と判断されたのであ 今後、本件と類似の事案では、 (説明) 告知 することをXの正当な期待として保護されるに値 (説明) 義務は、そのような事実をYが信義則上告 瑕疵担保責任と説明義務と 告知 同じ 定

関係が問題となっていくものと思われる。

九頁、 ける瑕疵概念のうち、環境瑕疵のカテゴリーに属する問題と 長崎大学総合環境研究二巻二号一頁 研究五七号一〇一頁、 本田純一「不動産取引と環境瑕疵」ジュリスト九七二号一二 ここで取り上げる。なお、環境瑕疵に関する文献としては 通りの結果にならなかったという意味で類似することから、 殺した事実がないと期待して賃貸借契約を締結したが、 償義務を負うかが問題となる。本件とは、過去に居住者が自 ないし恐れがある場合に、売主が説明義務違反による損害賠 売買契約を締結したが、締結後に、日照や眺望に障害の存在 売主が日照や眺望を宣伝し、買主がこれを期待して不動産の いえる。環境瑕疵における説明義務では、不動産売買の際 宮本健蔵「環境瑕疵と売主の責任」明治学院大学法学 :のような不動産の心理的 熊田裕之「環境瑕疵と瑕疵担保責任 瑕疵の問題は、 などがある。 瑕疵担保

 $\widehat{2}$

- 判例タイムズ七四三号一九〇頁。
- 判例時報一四九八号九八頁。

4

3

- 判例時報一七一〇号一一〇頁
- 判例時報二一五九号八八頁。

 $\widehat{6}$ 5

 $\widehat{7}$ 件マンションを購入するにあたり、マンションが隣接した場 なかったばかりか、 則上の義務があるにもかかわらず、Yはその可能性を説明し 合の本件マンションの日照の影響の可能性を説明すべき信義 新たに建設しようとした)で、Yは、Xに対して、Xが本 そのほか、 ①と類似の事案 プライバシーや日照に関してXに配慮し (隣接するマンションを売主Y

説明義務違反による損害賠償責任を認めた判例がある(大阪 ているなどと誤解を招く説明をしたとして、 高裁平成二六年一月二三日判決 (判例時報二二六一号一四八 YのXに対する

- 8 判例時報一三五二号一二六頁
- 判例時報一五五六号一〇七頁。

11

- 9 10 判例時報一九七一号一三〇頁。
- 理論について」遠藤浩=林良平=水本浩[監修]『現代契約法 六年)九○頁、武川幸嗣「『契約締結上の過失』責任における 一九三頁、潮見佳男「契約締結上の過失」谷口知平=五十嵐 責任』(成文堂、二〇〇四年)、本田純一「『契約締結上の過失』 ―」滝沢昌彦・他編 『民事責任の法理』 (成文堂、二〇一五年) 『合意』と『損害』の意義 — フランス法からの示唆を中心に 過失」契約法体系刊行委員会[編]『契約法体系Ⅰ (契約総論)』 有斐閣、一九六二年)二二一頁、円谷峻『新・契約の成立と 契約締結上の過失については、 [編] 『新版注釈民法 (一八)』 〔補訂版〕 (有斐閣、二〇〇 第一巻 現代契約の法理(一)』(有斐閣。一九八三年) 北川善太郎「契約締結上の
- 12 事者の過失によって、相手方の身体・財産を侵害した場合! 給付に対する期待が裏切られた場合、 交渉の段階で不正確な説明がなされたため、 備交渉にとどまった場合、 その類型には、①契約の不成立・無効の場合、 ③契約は有効に成立したが、 ④交渉段階での一方当 相手方が抱いた ②契約の準

九九頁、などがある。

- ③の問題である。 一つがあるという(本田・前掲 (脚注11) 一九三頁)。
- 13 き債務不履行を構成すると解すべき理由はない。」と判示し 記告知義務について、本件賃貸借契約に基づいて生じた義務 告知義務違反によって生じた結果と位置づけられるから、ト き債務不履行を構成する旨主張するが、本件賃貸借契約は かも問題となるが、本件では、「Yは、上記告知義務違反につ 男『債権総論Ⅰ』〔第二版〕(信山社、二〇〇三年) 五七九頁)。 見教授は、両当事者間に形成された「信認関係に基づく積極 頁(初出は「投資取引と民法理論(一)~(四・完)」民商法 であると解することはできず、その他上記告知義務違反につ 的支援義務」(助言義務)を識別するに至るとされる(潮見佳 雑誌一一七巻六号、一一八巻一号、二号、三号)。さらに、潮 潮見佳男『契約法理の現代化』(有斐閣、 なお、説明義務違反の法的性質は、債務不履行か不法行為 二〇〇四年)八七
- 15 五七年) 二九〇頁。 我妻・前掲(脚注14)二九〇頁

14

我妻榮『債権各論中巻一 (民法講義V)』 (岩波書店、一九

て不法行為になるとした。

- 16 潮見佳男『契約各論Ⅰ』(信山社、二〇〇五年)二一八頁
- 号三一頁。瑕疵担保責任の内容に関しては、心理的瑕疵にお て問題を解決することができないので、自殺物件については いては、具体的な損害を伴うとは限られず、損害賠償によっ 栗田哲男「民法判例レビュー(契約)」判例タイムズ七四三

- いう(三二頁)。解除を認めるのが相当であろうし、それ以外の方法がないと
- 法学論集三号四一~四二頁。 法学論集三号四一~四二頁。
- (2) 専門家の責任に関する文献としては、川井健〔編〕『専門家福岡大学法学論叢五八巻三号四五〇~四五一頁。 の瑕疵担保責任について」福岡大学法学論叢五三巻三号三三の瑕疵担保責任について」福岡大学法学論叢五三巻三号三三19) 石松勉「自殺・殺人を原因とする心理的欠陥に対する売主19)
- で定めるものに関する事項の概要など合計一四の重要事項ので定めるものに関するというに関するというに関するというでは、

23

という点をわきまえておく必要があるという (潮見・前掲 (脚値としての周辺環境からの利益享受ということでは足りないとを要し、物の所有・占有を離れて独自の評価対象となる価とを要し、物の所有ないし占有を密接に結びついた生活利益」であるこ(21) 潮見教授は、民法五七〇条に瑕疵に当たるには、「土地・建

説明義務がある。

- 注16) 二一九頁)。
- (2) このような判例の基準に関して、大きな抵抗を感じられるとして、その理由を、「殺人が行われた土地だと聞いて嫌悪感として、その理由を、「殺人が行われた土地だと聞いて嫌悪感として、その理由を、「殺人が行われた土地だと聞いて嫌悪感は、端的にいえば、『縁起が悪い』・『験(げん)が悪い』という反応に近いものであって、理性以前の感情であり、気分である。そして、それがその土地を買う立場においてそれを聞いた場合には、その意思決定に深刻な抑制作用をもたらす強さはあっても、嫌悪感そのものに合理性があるかのように表現すあっても、嫌悪感そのものに合理性があるかのように表現すあった事実が判明した場合、売主は買主に対し、売買代金額あった事実が判明した場合、売主は買主に対し、売買代金額の五パーセントに相当する損害賠償責任があるとされた事例」NBL八六七号五九頁)。
- 栗田・前掲(脚注17)三○頁。 地裁平成七年八月二九日判決(判例時報九二六号二○○頁))。 地裁平成七年八月二九日判決(判例時報九二六号二○○頁))。 することが、目的土地の隠れた瑕疵に当たるとして、売主にすることが、目的土地の隠れた瑕疵に当たるとして、売主にすることが、目的土地の近隣に暴力団事務所が存在
- 目的とするもの」であろう。「本件賃貸借契約は、Xが本件建物に居住することを契約の「本件賃貸借契約は、Xが本件建物に居住することを契約のYが自殺の事実を知っていたこと、心理的瑕疵については、判旨から違いを読み取れるとすれば、説明義務については、

25 24